

弁理士及び特許業務法人に対する経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準(別表)(新旧対照表)

改定案				現行					
A. 弁理士法又は弁理士法に基づく命令に違反したとき				A. 弁理士法又は弁理士法に基づく命令に違反したとき					
条 項 (弁理 士法)	事 例	基本となる処分の量定		罰則規定 (弁理士法)	条 項 (弁理 士法)	事 例	基本となる処分の量定		罰則規定 (弁理士法)
		国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為	国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とまではいえないものの、不誠実行為等の非違行為				国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為	国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とまではいえないものの、不誠実行為等の非違行為	
第22条	○登録事項(変更)届出義務違反 (弁理士登録簿の登録事項に変更があったにもかかわらず届出をしなかった場合)		戒告		第22条	○登録事項(変更)届出義務違反 (弁理士登録簿の登録事項に変更があったにもかかわらず届出をしなかった場合)		戒告	
第29条 第50条	○信用失墜行為				第29条 第50条	○信用失墜行為			
	職務不履行 (依頼者から手数料を受領したにもかかわらず、特許庁に納付しなかった場合又は依頼された手続きをしなかった場合)	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※特許業務法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止				職務不履行 (依頼者から手数料を受領したにもかかわらず、特許庁に納付しなかった場合)	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※特許業務法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止		
	(略)					(略)			
	職務怠慢、注意義務違反 (常習的に予納残高不足を生じさせた場合、又は連絡を取り難い状況にした場合)		戒告 ※特許業務法人 戒告			職務怠慢、注意義務違反 (慢性的な予納残高不足)		戒告 ※特許業務法人 戒告	
	事務所(補助者)管理不履行 (補助者が作成した書類等について、必要な確認を行っていない場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告			事務所(補助者)管理不履行 (補助者が作成した書類等について、必要な確認を行っていない場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	不当広告・宣伝・勧誘・契約 (虚偽・誇大広告、品位を損なう広告等を行った場合、又は報酬等の重要事項を告知しなかった場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告			不当広告・宣伝・勧誘・契約 (虚偽・誇大広告、品位を損なう広告等を行った場合、報酬等の重要事項を告知しなかった場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
(略)				(略)					
	冒認出願への関与 (出願が冒認出願であることを認識しながら当該出願に係る手続きを行った場合、冒認出願に基づく権利であることを認識しながら当該権利を行使した場合、又は冒認出願に基づく権利であることを容易に知ることができたのに漫然とこれを見過ごしたような重大な過失により当該権利を行使した場合)	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告				冒認出願への関与 (出願が冒認出願であることを認識しながら当該出願に係る手続きを行った場合、冒認出願に基づく権利であることを認識しながら当該権利を行使した場合、冒認出願に基づく権利であることを容易に知ることができたのに漫然とこれを見過ごしたような重大な過失により当該権利を行使した場合)	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告		

(略)				
第31条の3 第50条	○名義貸し禁止違反			
	(特許庁への手続において、非弁理士に自己の名義を利用させた場合)	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※特許業務法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止		第79条第1号(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金) ※特許業務法人については第82条において両罰規定
(略)				
(略)				
第32条 第54条 第2項	○報告の懈怠、虚偽の報告 (懲戒手続において、大臣に対する報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は帳簿書類の提出をしなかった場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	第83条(30万円以下の過料)
	(略)			

B. 弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき

条 項 (弁理士法)	事 例	基本となる処分の量定		罰則規定 (弁理士法)
		国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為	国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とまではいえないものの、不誠実行為等の非違行為	
	○業務外行為 (業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当する場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	○不当な利益の收受・供与等 (事件の相手方から賄賂を收受若しくは事件の相手方に利益を供与した場合、又はこれらを要求若しくは約束させた場合等)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	○誹謗、中傷又は名誉を損なう行為 (依頼者又は他の弁理士に対して誹謗中傷した場合、又は名誉を損なった場合)		戒告 ※特許業務法人 戒告	
(略)				
(略)				

(略)				
第31条の3 第50条	○名義貸し禁止違反			
	(特許庁への手続において、非弁理士に自己の名義を利用させた場合)	二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止		第79条第1号(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金) ※特許業務法人については第82条において両罰規定
(略)				
(略)				
第32条 第54条 第2項	○報告の懈怠、虚偽の報告 (懲戒手続において、大臣に対する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は帳簿書類の提出をしなかった場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	第83条(30万円以下の過料)
	(略)			

B. 弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき

条 項 (弁理士法)	事 例	基本となる処分の量定		罰則規定 (弁理士法)
		国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為	国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とまではいえないものの、不誠実行為等の非違行為	
	○業務外行為 (業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	○不当な利益の收受・供与等 (事件の相手方から賄賂を收受若しくは事件の相手方に利益を供与し、又はこれらを要求若しくは約束させる等)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※特許業務法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	○誹謗、中傷又は名誉を損なう行為 (依頼者又は他の弁理士に対して誹謗し、中傷し又は名誉を損なう)		戒告 ※特許業務法人 戒告	
(略)				
(略)				